

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. オンライン資格確認等システムによる限度額適用認定証等の運用方法について

マイナンバーカードによるオンライン資格確認<sup>※</sup>によって、医療機関等窓口での高額な支払いとなる場合、これまで「限度額適用認定証（事前に申請が必要）」を提示することで支払いが一定の限度額（自己負担限度額）までに抑えられておりましたところ、この資格確認により限度額が確認でき証の提示が不要となりました。

本組合では、オンライン資格確認等システムの適正な対応を進めるために、マイナンバーで被保険者全員の税情報等を確認させていただき、全被保険者に対して限度額適用区分を設定しますので、ご理解とご協力をお願いします。（毎年7月中を定期として全被保険者対象に設定します）

医療機関等は、オンライン資格確認等システムの利用により、本人の同意を得たうえで適用区分をシステム画面から確認できるようになります。

○該当となる証類

1. 国民健康保険限度額適用認定証
2. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
3. 国民健康保険特定疾病療養受療証（慢性腎不全等の方）

○注意点ほか

・ 医療機関等がオンライン資格確認等システムの対応ができていない場合は、これまでと同様に限度額適用認定証を求められる場合がありますので、必要な方は従来通り当組合までご連絡いただき証交付の申請手続きを行ってください。

・ 高額療養費の自己負担限度額は当組合のしおり並びにHPに掲載しております。

※ 《ご注意》 予めマイナンバーカードの取得と保険証利用の申し込みが必要です

【マイナンバーに関する各機関HP】

- ① 総務省 <https://www.soumu.go.jp/>
- ② デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/>
- ③ マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合    Tel : 0852-26-3100    URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>

[2023. 8. 1]